

行財政改革実施計画・行動計画票

[平成 20 年 2 月 22 日 提出]

No.	49	実施済み						
基本方針	1 財政の健全化					担当課名	総務課	
重点項目	3 歳入確保のための主要な取り組み (3) 遊休町有財産の処分等							
取組項目	39 遊休町有財産の積極的処分を行う部署の設置							
経過・現状 (H17.4.1現在)	・遊休町有財産の管理について、分譲地については台帳・図面等の整備はされているが、その他の町有土地について十分な把握がされていない。また、実際の販売促進、事務処理等については、各支所での対応となっている。							
推進 スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	目標年次	平成 18 年度	
	検討	実施	-	-	-			
実績評価	A	A	-	-	-	達成年次	平成 18 年度	
	計画どおり	計画どおり	-	-	-			
行動概要	目標	遊休町有財産の積極的処分を行う部署の設置						
	期待される効果	・遊休町有財産の積極的処分を行う部署を設置することにより、分譲地以外の遊休町有財産の把握も今まで以上に可能になり、販売促進方法など細部にわたる検討ができ、計画的に処分または有効活用を行うことが可能となる。						
	必要性 問題点	・早急に遊休町有財産を把握し、処分または利活用することで自主財源が確保できる。						
	対象	人事担当課						
	手段	年度	実施内容・予定時期				効果額合計(0 千円)	
		17年度 (実績)	・担当部署を設置について、検討する。				目標 数値	
							効果	歳入(千円) 歳出(千円)
		18年度 (実績)	・機構改革により担当部署を監理課に設置。				目標 数値	
							効果	歳入(千円) 歳出(千円)
		19年度					目標 数値	
効果							歳入(千円) 歳出(千円)	
20年度						目標 数値		
						効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
21年度						目標 数値		
						効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
関係例規等		名称					改正時期	